老人保健施設ミネルワ
通所リハビリテーション
重要事項説明書

＜令和　　年　　月　　日現在＞

１．老人保健施設ミネルワが提供する通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション（以下「サービス」という）についての相談窓口

電　話　　０８９－９７２－９５００
ＦＡＸ　　０８９－９７２－９５９９
担　当　　支援相談員
＊　ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

２．老人保健施設ミネルワ（通所リハビリテーション）の概要

（１）提供できるサービスの種類と地域

名称	老人保健施設ミネルワ（通所リハビリテーション）
所在地	松山市高岡町３０２番地２
介護保険事業所番号	３８５７７８０２５２
通常事業の実施地域	松山市全域（旧北条市、旧中島町は除く）・伊予郡松前町 ＊上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。
管理者	松本　欣也

（２）職員体制

	常　勤	非常勤	業　務　内　容	計
管理者	1		管理業務	1
医師		2 (管理者兼務１名)	医師	2
支援相談員	1 (介護職兼務)		通所相談	1
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	3 2	1	リハビリ	6
管理栄養士	2		献立、検食	2
看護職員	2	1	看護業務	3
介護職員	8 (相談員兼務１名) (運転手兼務１名)	2	介護業務	１０
運転手	1 (介護職兼務１名)	1	送迎	2

（３）設備の概要

・定員　　５０名　　・浴室　　一般浴槽と特殊浴槽があります
・食堂　　１室（談話室）　　・送迎車　　５台
・機能訓練室　１室(レクリエーションルーム)

３．サービス内容

①　営業日及びサービス提供時間

営業日は月曜日から土曜日とさせていただきます。休業日は毎週日曜日、１２月３０日から１月３日までとさせていただきます。

窓口営業は午前８時から午後５時３０分までとさせていただきます。

サービス提供時間は午前８時３０分から午後５時までとさせていただきます。希望される方には午後６時迄の延長時間サービスを行ないます。

②　リハビリテーション

通所リハビリテーション計画、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき機能訓練室等で行います。すべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

③　レクリエーション

内容によっては別途実費（参加費等）がかかるものもございます。

④　　食事

昼食とおやつを提供いたします。（糖尿病食等ご相談に応じます）

⑤　入浴

ご希望に応じて、ご利用できます。（ただし、心身の状態に応じ、中止になることがあります）。入浴の介助は職員が行います。

⑥　送迎

事業所にて送迎致します（家族送迎も可能です）。

⑦　看護及び介護

通所リハビリテーション計画、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき看護及び介護を行います。

⑧　支援相談

家庭での生活を支援します。介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑨　健康管理

医師による診察を行います。また、利用者の身体状況に応じて、随時診察を行います。看護師による健康チェックを行います。

⑩　行政手続代行

介護保険の申請及び継続の手続きの代行を致します。なお、手続きの代行をご希望される方は、要介護認定有効満了日の２ヶ月前までにお申し出下さい。

４．利用料金

（１）保険給付の自己負担金額

①　基本料金（所要時間７時間以上８時間未満の場合）

１割負担分

介護区分	1割負担分	食費（1回）	入浴介助加算（日額）	サービス提供体制強化加算Ⅰ（日額）	短期集中個別リハビリテーション加算（日額）	通所リハビリ提供体制加算（日額）	リハビリマネジメント加算（月額）	利用者負担分（1日）
要介護1	762円	600円	40円	22円	110円	12～28円	（ロ）593円（273円） （ハ）863円（543円） （医師が説明）270円	1,419円
要介護2	903円							1,559円
要介護3	1,046円							1,701円
要介護4	1,215円							1,868円
要介護5	1,379円							2,031円

２割負担分

介護区分	1割負担分	食費（1回）	入浴介助加算（日額）	サービス提供体制強化加算Ⅰ（日額）	短期集中個別リハビリテーション加算（日額）	通所リハビリ提供体制加算（日額）	リハビリマネジメント加算（月額）	利用者負担分（1日）
要介護1	1,524円	600円	80円	44円	220円	24～56円	（ロ）1,186円（546円） （ハ）1,586円（946円） （医師が説明）540円	2,248円
要介護2	1,806円							2,530円
要介護3	2,092円							2,816円
要介護4	2,430円							3,154円
要介護5	2,758円							3,482円

３割負担分

介護区分	1割負担分	食費（1回）	入浴介助加算（日額）	サービス提供体制強化加算Ⅰ（日額）	短期集中個別リハビリテーション加算（日額）	通所リハビリ提供体制加算（日額）	リハビリマネジメント加算（月額）	利用者負担分（1日）
要介護1	2,286円	600円	120円	66円	330円	36～84円	（ロ）1,779円（819円） （ハ）2,379円（1,419円） （医師が説明）810円	3,072円
要介護2	2,709円							3,495円
要介護3	3,138円							3,924円
要介護4	3,645円							4,431円
要介護5	4,137円							4,923円

※上記の１日負担分は、日額のみで計算しております。（「短期集中個別リハビリテーション加算」は含まれておりません。）

※上記の１日負担分は、利用時間によって料金が異なる「通所リハビリ提供体制加算」は含まれておりません。

※月額には「リハビリテーションマネジメント加算（月額）」が含まれます。

＜各種加算＞

＊　入浴介助加算（Ⅰ）

通所リハビリテーション計画上入浴の提供を行うことになっている場合は、上記通所リハビリテーション費に４０円加算されます。

＊　短期集中個別リハビリテーション実施加算
通所リハビリテーション計画上、病院、診療所、介護保険施設から、退院、退所した日又は認定日から起算して、３ヶ月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合、１日につき１１０円加算されます。

＊　リハビリテーションマネジメント加算
１ヶ月につき、リハビリテーションマネジメント加算（ロ）もしくは（ハ）（通所リハビリテーション計画を利用者又は家族様に説明し、同意を得た日から起算して６か月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合）５９３円もしくは、（当該日の属する月から起算して６か月を超えた場合）２７３円もしくは４７３円加算されます。
また、通所リハビリテーション計画を事業所の医師が利用者又は家族に説明し、同意を得た場合は２７０円も加算されます。

＊　延長加算
通所リハビリテーション計画上、時間延長サービスを希望される方に対して１時間につき５０円加算されます。ただし延長時間サービスは１８時迄といたします。

＊　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
介護福祉士の割合が介護職員総数の７０％以上の場合、２２円加算されます。

＊　科学的介護推進体制加算
利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出しているため４０円加算されます。

＊　重度療養管理加算
通所リハビリテーション計画上、要介護３、要介護４又は５であって、別に厚生労働大臣が定める状態である方に対し、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行なった場合、１００円加算されます。

＊　送迎減算
利用者に対して、居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は片道につき４７円減算されます。

＊　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
上記の合計金額に８．６％加算されます。

（２）保険給付外の自己負担金額
①　食費（おやつ代を含む）　　６００円
事業所で提供する食事代をいただきます。

② コーヒー代　　５０円
希望者には、食後にコーヒーをお出ししています。

③ おむつ代
利用者の身体の状況により、おむつの利用が必要な場合に、事業所で用意するものをご利用いただく場合にいただきます。

はくパンツＭ・L	１２０円
はくパンツLL	１３０円
パット	３０円

④ レクリエーション費
必要な時に、その都度実費をいただきます。

⑤ 散髪代　　２０００円
希望され、利用して頂いた方には男性・女性一律でいただきます。

（３）支払方法
サービス利用料金は、毎月１日から月末までの１ヶ月ごとに計算し、事業者は毎月月末で締めて翌月に請求書を発行、１４日に利用者に送付するものとします。また、お支払い方法は、金融機関での自動引き落としとさせていただき、入金確認後、領収証を発行致します。

５．サービスの利用方法
（１）サービスの利用申し込み
まずは、お電話等でご相談下さい。
利用日については、契約している居宅介護支援事業所とご相談下さい。
提供時間は、午前９時から午後５時までとなりますが、随時ご要望に応じますので、事前に介護支援専門員にご相談下さい。ご契約を結び、サービスの提供を開始します。

（２）サービスの終了
① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の１週間前までにお申し出下さい。

② 事業者の都合でサービスを終了する場合
やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
ご本人またはご家族による、次のような行為
・職員に対する強い言葉や威圧的な言動
・暴力的な行為、またはそのおそれのある行為
・不必要な身体接触や、不快感を与える言動
・繰り返しのご要望や過度な要求により、業務やサービス提供に支障が生じる行為
・正当な理由なく長時間にわたり職員を拘束する行為
・その他、円滑な事業所運営やサービス提供に支障をきたす行為

③　その他の都合でサービスが終了する場合
以下の場合は、双方の通知がなくてもサービスの提供が終了致します。
・　介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援と認定された場合
・　利用者が死亡した場合
・　利用者が介護保険施設や医療機関に入所又は入院した場合
・　利用者が、サービス利用料金の支払いを正当な理由なく１ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず１０日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または、利用者やご家族などが、事業者並びに職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、契約を終了させていただく場合がございます。

６．事業者サービスの特徴等
（１）運営の方針
１．事業者は、居宅サービス計画に基づき、通所リハビリテーション計画を作成し、閉じこもりがちな利用者に対し、社会参加を促進する事で心身の活動性、自立性をより一層高め、ノーマライゼーションやQOLの高い生活を支援します。
２．事業者は、その専門性の連携により、機能の維持回復のためのリハビリテーションを提供し、利用者が自立性・活動性を獲得できるように援助します。
３．事業者は、利用者の家庭でのADL自立支援を図ります。利用者本人のADL動作指導、介護者など家族に対するADL介助・介護方法の指導、家屋改造や、日常生活用具介護支援機器、自助具などの環境整備、機器の利用に関する指導助言を提供します。
４．事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
・特徴として
１．近くを路線バスが通っており、バス停からわずか３分の交通の便利な場所にあります。
２．利用者の生活訓練にふさわしく、建物は日当たりも良く明るく、特に松山市の数ある優秀な照明施設として照明学会から表彰を又、松山市から都市景観賞を受賞しました。
３．訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、デイサービスセンターが併設されており、協力病院も近くにあり、在宅サービスにスムーズにつなげます。
４．職員は明るく家庭的雰囲気をモットーとしています。

（２）サービス利用のために

事　　項	有　無	備　　考
男性介護職員の有無	○	
時間延長の可否	○	ご相談下さい。
従業員への研修の実施	○	
サービスマニュアルの作成	○	

（３）サービス利用にあたっての留意事項

・送迎時間の変更連絡

① 変更があった場合、電話にてご連絡致します。

② 利用者、ご家族より変更のご希望がありましたら、その都度ご相談下さい。

・体調確認

利用ごとに来所時、看護職員もしくは介護職員が、血圧、体温、脈拍の測定を行います。また、月に１度体重の測定を行います。

・体調不良等サービスの中止・変更

① 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止する事があります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。

② ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。この場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

※ サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承下さい。

・所持品の持ち込み

必ずフルネームでの記名をして下さい。また、持ち物チェックをさせていただきます。

・金銭、貴重品等

お金は必要ありません。

貴重品も同様にお願いします。

・車椅子、歩行器などの使用

使い慣れたものがよいと思いますので、すでに所有されている方はご持参いただいて結構です。

・設備、備品の利用

職員にお申し出下さい。

・喫煙

喫煙は指定の喫煙所で行って下さい。

・火気の取扱い

ありません。

・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」

禁止致します。

・他の利用者のへの迷惑行為
　　禁止致します。

・ペット
　　持ち込み禁止です。

・利用時の医療機関での受診
　　通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診はできません。

・被保険者証等の確認
　　利用時、健康手帳の提示。

・住所、連絡先の変更
　　変更がある場合には、速やかにご連絡下さい。

７．緊急時の対応方法
　利用者の健康状態が急変した場合又は事故が発生した場合は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な処置を講じます。

８．事故発生時の対応
（１）サービス提供等により事故が発生した場合、事業者は、利用者に対し必要な措置を講じます。
（２）医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
（３）前２項のほか、事業者は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

９．非常災害対策
・防災時の対応　　非常災害対策計画を策定・掲示しています。
　　業務用直通電話が松山西消防署とつながっています。
　　緊急連絡網により職員の呼び出しを行います。
・防災設備　　消火栓、消化器、スプリンクラー、防火扉等
・防災訓練　　年２回実施（１回は夜間を想定）

１０．サービス内容に関する相談・苦情
①　事業者の利用者からの相談・苦情も受け付けています。
　　担　当　　相談員
　　電　話　　０８９－９７２－９５００
　　ＦＡＸ　　０８９－９７２－９５９９
（受付時間 月～金曜日　８時３０分～１７時３０分）

② その他、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

松山市役所指導監査課	所在地　松山市二番町４丁目７番２号 電話番号　０８９－９４８－６９６８ 受付時間　平日 ８時３０分～１７時１５分
愛媛県国民健康保険団体連合会	所在地　松山市高岡町１０１－１ 電話番号　０８９－９６８－８７００ 受付時間　平日 ８時３０分～１７時１５分

１１．当法人の概要

名称・法人種別：　医療法人ミネルワ会

代表者役職・氏名：理事長　　渡邊　英生

本部所在地：　　松山市空港通７丁目１３番３号　電話０８９－９７３－０１１１

１２．ミネルワ会関連事業

１．渡辺病院
２．老人保健施設ミネルワ
３．ミネルワ居宅介護支援事業所
４．訪問看護ステーションミネルワ
５．デイサービスセンターミネルワ
６．グループホームミネルワ

契約をする場合は以下の確認をすること

令和　　年　　月　　日

通所リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地　　松山市空港通７丁目１３番地３

事業者名　　医療法人　ミネルワ会

事業所

所在地　　松山市高岡町３０２番地２

事業所名　　老人保健施設ミネルワ（通所リハビリテーション）

説明者　氏名　　印

私は、契約書および本書面より、事業者から通所リハビリテーションについての重要事項の説明を受けました。

利　用　者　　住所

氏名　　印

家族（代表）　住所

身元引受人　　氏名　　印